



埼玉県報

第 762 号
令和 8 年(2026 年)
10 月 13 日
火曜日

目 次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通指導課）

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 埼玉県警察自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 県道藤岡本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月13日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

埼玉県公安委員会規則第 8 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 8 の 3 を次のように改める。

別記様式第8の3（第6条の3関係）
（表面）

		※受 理 年 月 日		年 月 日		
		※受 講 番 号				
		※修了証明書交付年月日		年 月 日		
		※修 了 証 明 書 番 号				
駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 受 講 申 込 書						
年 月 日						
埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿						
(申込者の氏名)						
申 込 者	住 所	〒 ー				
		電 話 () ー (自宅・携帯)				
	ふりがな		性別	男・女	写 真 (縦 3.0 cm 横 2.4cm)	
	氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日生				
	勤務先の所在地、 名称及び電話番号	電 話 () ー				
受講(希望)年月日	年 月 日					
実 施	※受講年月日 (修了考査)	(年 月 日から 年 月 日まで 日)		※修了考査の結果	合 ・ 否	
	※受講場所					
	※受講番号					
記載要領 1 ※印欄は記載しないこと。 2 写真は、申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。						

(裏面)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第 8 の 4 を次のように改める。

別記様式第8の4（第6条の4関係）

※受 理 年 月 日	年 月 日
※受 理 番 号	
※証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	住 所	〒 ー		
		電 話 () ー (自宅・携帯)		
	ふりがな			性 別
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生		
	勤務先の所在地、 名称及び電話番号	電 話 () ー		
修了証明書 (認定書)	番 号	第 号		
	交付年月日	年 月 日 埼玉県公安委員会		
再交付を申請する事由				

- 記載要領
- ※印欄は記載しないこと。
 - 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 - 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第 8 の 5 を次のように改める。

別記様式第8の5（第6条の5関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	住 所	〒 ー		
		電 話 () ー	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性別	男・女
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生		
	勤務先の所在地、名称及び電話番号	電 話 () ー		

写 真
(縦3.0cm
横2.4cm)

実 施	※認定審査日	年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受験場所			
	※受験番号			

- 記載要領
- ※印欄は記載しないこと。
 - 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
 - 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23)第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

別記様式第 8 の 6 を次のように改める。

別記様式第 8 の 7 を次のように改める。

[illegible]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字入谷七十一番二地先から七百二十七番三
地先までの道路敷の一部、百九十五番二地先から七百二十七番三
地先までの道路敷の一部、七百十六番、七百十七番三、七百十八番二の一部、七百十八番三の
一部、七百十八番八、七百十八番十、七百十九番二の一部、七百十九番四、七百
十九番五地先から七百二十七番三
地先までの道路敷の一部、七百二十番二、七百
二十一番、七百二十二番、七百二十三番、七百二十五番二、七百二十六番、七百
二十七番二、七百二十八番二、七百二十八番三、七百二十九番一、七百二十九番
二、七百二十九番三、七百三十番三、七百三十番四、七百三十三番二の一部、七
百三十三番三、七百三十四番一、七百三十四番二、七百三十四番四、七百三十五
番二の一部、七百三十五番四、七百三十五番五、七百三十七番四、七百三十七番
五、七百三十七番六、七百三十八番一、七百三十八番二、七百三十九番二、七百
四十四番一、七百四十四番二の一部、七百四十四番三の一部、七百四十四番四の
一部、七百四十四番五、七百四十五番一、七百四十五番二、七百四十五番三、七
百四十六番二の一部、七百四十六番四、七百四十六番六、七百四十六番七、七百
四十九番二の一部、七百五十番二、七百五十一番二、七百五十二番二の一部及び
七百五十二番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物
質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）

別図



起点A 起点は埼玉県草加市柿木町字鶴105-4を最北端とする
起点B 起点は埼玉県八潮市大字八條字入谷751-1を最北端とする
格子の回転角: 今回、R5.3.17指定共に回転なし

- 形質変更時要届出区域（今回指定）
- 形質変更時要届出区域（R5.3.17指定）
- 敷地境界
- 地番境界

告 示

埼玉県告示第六百九十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年8月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N T T ・ T C リース株式会社 東京都港区港南1丁目2番70号

5 契約金額

258,350,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道藤岡本庄線
供用開始の区間	児玉郡上里町大字七本木字本郷 下三〇一六番四地先から 同郡同町大字七本木字本郷下 三〇一九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)
供用開始の期日	令和八年十月十三日
備 考	平成二十八年三月十八日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第二 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長五四・一〇メートル

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道上里鬼石線
供用開始の区間	児玉郡上里町大字七本木字本郷 下三〇一二番一地先から 同郡同町大字七本木字本郷下 三〇一四番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)
供用開始の期日	令和八年十月十三日
備 考	平成二十八年三月十八日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第一 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一一・二五メートル